

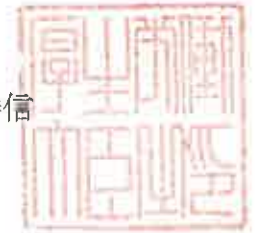
厚生労働省発基安0213第3号

令和5年2月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を含む。）を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任しなければならないものとする。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

一 四アルキル鉛等作業主任者については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任する必要があるところ、当該講習から金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

を除くものとする。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 特定化学物質作業主任者等の選任

1 特定化学物質作業主任者については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから選任する必要があるところ、当該講習から金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除くものとする。

2 事業者は、特定化学物質障害予防規則第二十七条第一項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができるものとする。

二 金属アーク溶接等作業主任者の職務

事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならないものとする。

1 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

2 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

3 保護具の使用状況を監視すること。

三 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の講習等

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の学科講習に係る規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用するものとする。

四 その他所要の改正を行うこと。

第四 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

一 労働安全衛生法（以下「法」という。）第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分に金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を追加するものとする。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この省令は令和六年一月一日から施行すること。ただし、二の1は、公布の日から施行すること。

二 経過措置

1 第四の一において追加する区分について、法第十四条の登録を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができるものとする。法第七十七条第三項において準用する法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とするものとする。

2 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。